

告 示

埼玉県告示第十四百七十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年十一月十八日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地
スープーバリュー朝霞泉水店

埼玉県朝霞市泉水三丁目二千百七十五番一号外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地
(変更前) スープーバリュー朝霞店

埼玉県朝霞市泉水三丁目二千百七十五番一号外

(変更後) スープーバリュー朝霞泉水店

埼玉県朝霞市泉水三丁目二千百七十五番一号外

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(変更前) 健栄商事株式会社 代表取締役 高橋健一

埼玉県朝霞市三原五丁目三番八号

(変更後) 健栄商事株式会社 代表取締役 高橋甚次

埼玉県朝霞市三原五丁目三番八号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(変更前) 株式会社スープーバリュー 代表取締役 岸本七朗

埼玉県上尾市愛宕三丁目一番四十号

(変更後) 株式会社スープーバリュー 代表取締役 岸本圭司

埼玉県上尾市愛宕三丁目一番四十号

ハ 変更年月日

平成二十八年三月一日外

二 届出年月日

平成二十八年十月三十一日

二 縦覧期間

平成二十八年十一月十八日から平成二十九年三月十八日まで

三
縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四
意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十八年十一月十八日から平成二十九年三月十八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課